

[事案 16-11] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 9 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 11 月 26 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

腰部挫傷・坐骨神経痛による入院全期間の入院給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

入院は申立人の症状が客観的に重度であったことを確認できない状況下での自覚症状を訴えた長期入院であり、第 1 回目の外出日以降については約款規程の入院に該当しない。

< 裁定の概要 >

保険会社より、譲歩の余地がないため本件解決にあたっては訴訟による解決を図りたい旨文書により裁定審査会あて届出があった。

裁定審査会は、保険会社が訴訟により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人に対し「保険会社は訴訟により解決を図ることを明確にしたので裁定を開始しない」旨の通知を行った。

なお、当該保険会社は平成 16 年 11 月、債務不存在確認のため地方裁判所に対し提訴した。その後、保険会社より平成 17 年 4 月に和解が成立した旨の報告が裁定審査会宛にあった。